

電気主任技術者資格について

1. 電気主任技術者の職務

- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
- ・電気事業者及び自家用電気工作物の設置者は、電気主任技術者の免状の交付を受けている者の中から電気主任技術者を選任しなければならない。

2. 電気主任技術者免状の種類と保安監督の範囲

電気主任技術者免状の種類	保安監督をする事ができる範囲
第1種電気主任技術者	全ての電圧における電気工作物の工事、維持及び運用
第2種電気主任技術者	電圧が 50,000[V]以上 170,000[V]未満の電気工作物の工事、維持及び運用
第3種電気主任技術者	電圧が 50,000[V]未満の電気工作物(出力 5,000[kW]以上の発電所を除く)の工事、維持及び運用

3. 電気主任技術者免状の交付を受ける方法

(a) 学歴または資格及び実務経験による方法

経済産業大臣の認定した学校(認定校)において所定の科目を履修して卒業した後、所定の実務経験を有する者は、交付申請することにより免状が交付される。なお、認定校卒業者で、認定による資格取得のための単位が不足している者(単位不足者)は、不足単位の授業内容が含まれている試験科目を受験し、合格後1年以内に経済産業大臣に電気主任技術者試験合格科目登録申請書を提出し、実務経験(表2参照)等の資格要件を満たせば、免状の交付申請をすることができる。

表2: 電気主任技術者の免状の交付を受けるのに必要な実務経験

電気主任技術者免状の種類	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
第1種電気主任技術者	電圧 50,000[V]以上の工作物の工事、維持または運用	卒業後5年以上
第2種電気主任技術者	電圧 10,000[V]以上の工作物の工事、維持または運用	卒業後3年以上
第3種電気主任技術者	電圧 500[V]以上の工作物の工事、維持または運用	卒業後1年以上

(b) 国家試験による方法

受験資格に制限はなく、電気主任技術者国家試験に合格した者に対して交付される。

・試験の程度

第1種電気主任技術者： 大学の電気工学科卒業程度

第2種電気主任技術者： 短大または高専の電気工学科卒業程度

第3種電気主任技術者： 高校の電気科卒業程度

・試験方法

1) 一次試験(筆記試験)：

第一種試験はマークシートに記入する多肢選択方式とマークシートによらない記述式、第二種試験はマークシートに記入する多肢選択方式のみ、第三種試験はマークシートに記入する五肢択一方式のみ。

2) 二次試験(筆記試験)：

第一種、第二種試験とも記述式により行われる。第三種については二次試験がおこなわれず、一次試験だけで合否が決定される。第一種、第二種の一次試験合格者は、合格した一次試験の行なわれた年の始めから2年間は一次試験が免除される。

・試験科目

(a) 一次試験： 一次試験は種別ごとに、表3に示す4科目について科目別に行われる。

(b) 二次試験： 2科目について科目別に行われる(第一種、第二種のみ)。

(c) 科目別合格制度(科目合格留保制度)：一次試験の結果は、科目別に合否が決まり、4科目全てに合格すれば一次試験に合格となる。科目合格制度は、一部の科目だけが合格となった場合には科目合格となり、翌年度および翌々年度の試験では申請することにより、合格科目の試験が免除される制度である。つまり、3年間で4科目全てに合格すれば、1次試験に合格となる。

なお、この制度は、一次試験だけであり、二次試験の場合、一回目が不合格でも次年度の一次試験が免除される。

表3：一次試験科目とその範囲

科目	主な試験内容
理論	電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測
電力	発電所および変電所の設計および運転、送電線路および配電線路(屋内配線を含む)の設計および運用並びに電気材料
機械	電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱、電気化学、電気加工、自動制御、メカトロニクス、電力システムに関する情報電送および処理
法規	電気法規(保安に関するものに限る。)及び電気施設管理

●3年以内二4科目とも合格できない場合は、4年目は初年度の合格科目の受験を免除される権利は消滅される。

・願書受付期間

5月中旬～6月中旬 インターネットによる受験申込み可 <http://www.shiken.or.jp/>